

社発第 T-103 号
2019 年 6 月 10 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
代表取締役社長 小林 英三

PTS（私設取引システム）向け貸借取引の実施に伴う
「貸借取引貸出規程」等の一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高尚のとおり、PTS（私設取引システム）における信用取引については、本年 3 月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、PTS における信用取引の禁止が解除されたことを受けて、関係機関において、PTS における信用取引の導入に関する各種制度整備が行われております。

当社におきましても、PTS で成立した制度信用取引に対する貸借取引を実施する証券金融会社として各 PTS から指定を受ける予定であることから、金融庁長官の認可が得られることを条件に、下記Ⅰ. のとおり「貸借取引貸出規程」等の一部改正等を行うことといたしましたので、PTS 貸借取引の取扱いと併せてご通知申し上げます。

PTS 貸借取引の利用を希望する参加者におきましては、契約手続きが必要となりますので、下記連絡先までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

また、これにあわせ、貸借取引において制限措置等を実施する際の通知様式の改定について、下記Ⅱ. のとおり実施いたしますので、併せてご通知申し上げます。

敬 具

記

Ⅰ. PTS 貸借取引の実施関係

1. 規程の改正

(1) 貸借取引貸出規程・・・別紙 1

- ・貸借取引貸付の対象とする金融商品市場に PTS を加え、貸借取引参加者に PTS の顧客を加えます。
- ・東証市場および PTS については、各市場の貸株残高株数等および融資残高株数等を合算し、合算後の超過株数の範囲で翌朝訂正または品貸し申込みの受付を行うこととします。

(2) 貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い・・・別紙 2

- ・東証市場および PTS については、各市場の貸株残高株数等および融資残高株数等を合算し、合算後の超過株数の範囲で翌朝訂正または品貸し申込みの受付を行うこととします。

(3) 貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領・・・別紙 3

- ・権利処理について、東証市場向け貸借取引および PTS 貸借取引の融資残高株数等および貸株残高株数等を合算し、合算後の差引残高株数等について行うこととします。

- (4) 貸借取引における配当金等および株主優待券その他の処理要領・・・別紙4
- ・PTS 貸借取引については東証市場向け貸借取引と同様に取扱うこととし、「取引所」とされている箇所を「取引所等」と改めます。

(5) 実施日

2019 年 7 月 16 日

2. PTS 貸借取引の取扱い・・・別紙5「PTS 貸借取引の概要」ご参照

(1) 契約関係

- ・あらかじめ当社との間で、約諾書等の契約を締結していただきます。
- ・契約締結日は、当社が PTS における貸借取引を実際に行う日以降で、貸借取引参加者と合意した日となります。
- ・また、清算取次貸借取引の利用を希望される場合は、別途の契約手続きが必要となりますので、当社までお問い合わせください。

(2) 貸借取引対象銘柄の選定

- ・PTS 貸借銘柄は、東京証券取引所市場の貸借銘柄のうち、PTS 運営業者および当社が定める選定基準に適合した銘柄とします。また、PTS 運営業者が選定する PTS 制度信用銘柄のうち PTS 貸借銘柄以外の銘柄は、PTS 貸借融資銘柄となります。
- ・PTS 貸借取引開始時における PTS 貸借銘柄および PTS 貸借融資銘柄については、事前に通知します。

(3) 貸借担保金代用有価証券適格銘柄

- ・貸借担保金代用有価証券適格銘柄については、東証貸借取引に係る銘柄と同様とします。

(4) 貸借銘柄に係る個別銘柄に関する措置

①銘柄別増担保金徴収措置

- ・PTS 運営業者が信用取引の個別銘柄について委託保証金率引上げ措置を実施する場合、当該措置と同一内容の銘柄別増担保金徴収措置を実施します。
- ・PTS 貸借取引開始時において、東証貸借取引に係る銘柄別増担保金徴収措置を実施している銘柄については、当該措置と同一内容の措置を実施します（PTS 運営業者においても、東証と同一内容の措置を実施する予定です。）。

②注意喚起通知および申込停止措置等

- ・東証市場および PTS については同一内容の注意喚起通知または申込停止措置等を実施します。
- ・東証市場において貸借銘柄である一方、PTS においては貸借融資銘柄である銘柄に制度信用取引による買いの現引きに伴う申込停止措置を実施した場合、PTS 貸借融資銘柄に対しても当該措置が適用されます。
- ・PTS 貸借取引開始時において東証貸借取引に係る注意喚起通知または申込停止措置等を実施している銘柄については、当該措置と同一内容の措置を実施します。

II. 制限措置等にかかる通知様式関係

1. 制限措置等および銘柄別増担保金にかかる措置の社発様式・・・別紙6

- ・従来の様式を見直し、新たな様式にて通知を行うこととします。

2. 実施日

2019 年 7 月 16 日

Ⅲ. お問い合わせ先

日本証券金融株式会社 貸借取引部 貸借取引課

TEL : 03-3666-3542

E-mail : taisyonu@po2.jsf.co.jp

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
(趣旨) 第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所<u>もしくは証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）</u>が開設する取引所金融商品市場<u>または金融商品取引法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システム（以下「私設取引システム」といい、取引所が開設する取引所金融商品市場または私設取引システムを「金融商品市場」という。）</u>において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所<u>もしくは金融商品取引法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者（以下「取引所等」という。）</u>の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。 (1) 株式会社東京証券取引所の総合取引参加者 (2) 株式会社大阪取引所の先物取引等取引参加者（前号に掲げる者に限る。） (3) 株式会社名古屋証券取引所の総合取引参加者または IPO 取引参加者 (4) 証券会員制法人札幌証券取引所の正会員 (5) 証券会員制法人福岡証券取引所の正会員 <u>(6) 金融商品取引法第30条第1項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客</u>	(趣旨) 第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所<u>または証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）</u>が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。 (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) (同左) (新設)

新	旧
<u>(7)</u> 前各号に掲げる者であつて清算機関の清算資格を有しない者（以下「非清算参加者」という。）から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた金融商品取引業者 <u>(8)</u> 非清算参加者から有価証券等清算取次ぎによる金融商品市場取引の委託を受けた登録金融機関	<u>(6)</u> (同左) <u>(7)</u> (同左)
(貸借契約) 第2条 (現行どおり) 2 前項の約諾書を差し入れた者（以下「貸借取引参加者」という。）が前条第<u>7</u>号または第<u>8</u>号に掲げる者に該当する場合においては、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。	(貸借契約) 第2条 (省略) 2 前項の約諾書を差し入れた者（以下「貸借取引参加者」という。）が前条第<u>6</u>号または第<u>7</u>号に掲げる者に該当する場合においては、当該貸借取引参加者は、前項の約諾書のほか、別に定める「清算取次貸借取引等に関する約諾書」を、あらかじめ当社に差し入れなければならない。
(制限等の通知) 第5条 当社は、前条に規定する措置を行おうとするときは、実施日（増担保金の徴収日、貸付けの制限もしくは停止の日または貸付けの返済を受ける日をいう。）の3日前（取引所等の休業日を除く。以下同じ。）の日までにその旨を貸借取引参加者に通知する。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでない。	(制限等の通知) 第5条 当社は、前条に規定する措置を行おうとするときは、実施日（増担保金の徴収日、貸付けの制限もしくは停止の日または貸付けの返済を受ける日をいう。）の3日前（取引所の休業日を除く。以下同じ。）の日までにその旨を貸借取引参加者に通知する。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでない。
(貸借取引を行う銘柄) 第6条 この規程により貸借取引を行うことができる株券等の銘柄は、取引所等と協議のうえ、これを定める。	(貸借取引を行う銘柄) 第6条 この規程により貸借取引を行うことができる株券等の銘柄は、取引所と協議のうえ、これを定める。
(返済期日) 第11条 この規程による貸借取引の返済期日は貸付日の翌日（取引所等の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。ただし、第4条に規定する返済の請求を行う場合または貸借取引参加者が期限の利益を喪失した場合を除き、貸付けを受けている貸借取引参加者が第8条に規定する返済申込みを行わない場合または貸付けの一部についてのみ第8条に規定する返済申込みを行う場合には、当該貸借取引参加者は、返済申込みを行っていない部分の貸付けを返済し、あらためて第7条に規定する借入れ申込みを行っ	(返済期日) 第11条 この規程による貸借取引の返済期日は貸付日の翌日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。ただし、第4条に規定する返済の請求を行う場合または貸借取引参加者が期限の利益を喪失した場合を除き、貸付けを受けている貸借取引参加者が第8条に規定する返済申込みを行わない場合または貸付けの一部についてのみ第8条に規定する返済申込みを行う場合には、当該貸借取引参加者は、返済申込みを行っていない部分の貸付けを返済し、あらためて第7条に規定する借入れ申込みを行っ

新	旧
たものとみなす。 2 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる金融商品市場取引成立の日の6カ月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（取引所等の休業日を除く。）の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。	たものとみなす。 2 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる金融商品市場取引成立の日の6カ月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。）から起算して3日目（取引所の休業日を除く。）の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。
（貸株等超過の場合の措置） 第12条 当社は、貸付日における貸株残高株数等（第15条に規定する貸付株券等の残高の数量をいう。以下同じ。）が融資残高株数等（第19条に規定する融資担保株券等の残高の数量をいう。以下同じ。）を超過することとなる銘柄（<u>株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数等および融資残高株数等をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数等が融資残高株数等を超過することとなる銘柄</u>）については、別に定める日時までにその超過する数量（<u>株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数等および融資残高株数等をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数等が融資残高株数等を超過する数量とする。</u>以下「超過株数等」という。）を発表し、超過株数等の範囲内で当該銘柄について、借株等返済の追加申込み（借株等申込みの取消しを含む。）および融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。）を受け付けるものとし、これによってもなお貸株等超過（超過株数等が生じている状態をいう。以下同じ。）が解消しない場合には、当社が別に定める品貸し申込みの受付けその他の方法により、貸借取引参加者その他当社が適当と認めた者から株券等を借り入れて、これを貸し付けるも	（貸株等超過の場合の措置） 第12条 当社は、貸付日における貸株残高株数等（第15条に規定する貸付株券等の残高の数量をいう。以下同じ。）が融資残高株数等（第19条に規定する融資担保株券等の残高の数量をいう。以下同じ。）を超過することとなる銘柄については、別に定める日時までにその超過する数量（以下「超過株数等」という。）を発表し、超過株数等の範囲内で当該銘柄について、借株等返済の追加申込み（借株等申込みの取消しを含む。）および融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。）を受け付けるものとし、これによってもなお貸株等超過（超過株数等が生じている状態をいう。以下同じ。）が解消しない場合には、当社が別に定める品貸し申込みの受付けその他の方法により、貸借取引参加者その他当社が適当と認めた者から株券等を借り入れて、これを貸し付けるものとする。なお、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算において当社に株券等を貸付けようとする場合においては、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して品貸し申込みを行うものとする。

新	旧
のとする。<u>この場合において、株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおける品貸し申込みの受付けについては、合わせて行うものとする。</u>なお、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算において当社に株券等を貸付けようとする場合においては、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して品貸し申込みを行うものとする。 2～3 （現行どおり）	2～3 （省 略）
（金銭および株券等の授受） 第 16 条 （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、金融商品市場の決済機構を利用して金銭または株券等の授受を行うことが不可能な場合または当社が取引所等および清算機関と協議のうえ別の方法により金銭または株券等の授受を行うことが適当と認める場合は、当該決済機構を利用しないでこれを行うことができるものとする。	（金銭および株券等の授受） 第 16 条 （省 略） 2 （省 略） 3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、金融商品市場の決済機構を利用して金銭または株券等の授受を行うことが不可能な場合または当社が取引所および清算機関と協議のうえ別の方法により金銭または株券等の授受を行うことが適当と認める場合は、当該決済機構を利用しないでこれを行うことができるものとする。
（権利の授受） 第 20 条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式（内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。）に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を移転し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所等と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。 (1) ～(7) （現行どおり）	（権利の授受） 第 20 条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式（内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。）に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者および品貸先には当該権利を移転し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。 (1) ～(7) （省 略）

新	旧
(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金) 第 23 条 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 当社は、貸株残高株数等が融資残高株数等を超過した銘柄(株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数等および融資残高株数等をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数等が融資残高株数等を超過した銘柄)については、その日に株券等の貸付けを受けている貸借取引参加者から品貸料を徴収し、その日に金銭の貸付けを受けている貸借取引参加者およびその日に当社に株券等を貸付けている品貸先には、当該品貸料の範囲内で品貸料を支払う。 6～8 (現行どおり)	(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金) 第 23 条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 当社は、貸株残高株数等が融資残高株数等を超過した銘柄については、その日に株券等の貸付けを受けている貸借取引参加者から品貸料を徴収し、その日に金銭の貸付けを受けている貸借取引参加者およびその日に当社に株券等を貸付けている品貸先には、当該品貸料の範囲内で品貸料を支払う。 6～8 (省 略)
(決済に関する特別措置) 第 24 条 当社は、この規程による貸借取引において、天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、取引所等における売買の停止または制限、品不足、その他やむをえない事由により決済が不可能または著しく困難となるおそれがあると認めるときは、取引所等および清算機関と協議のうえ、一部または全部の銘柄について別にその方法、条件を定めて決済を行うことができる。	(決済に関する特別措置) 第 24 条 当社は、この規程による貸借取引において、天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、取引所における売買の停止または制限、品不足、その他やむをえない事由により決済が不可能または著しく困難となるおそれがあると認めるときは、取引所および清算機関と協議のうえ、一部または全部の銘柄について別にその方法、条件を定めて決済を行うことができる。
付則 この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。	

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

改正案	現 行
1. 当社は、貸借申込みにより貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄（<u>株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数および融資残高株数をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄</u>）については、申込日の翌日の取引所における午前立会開始時まで、その超過株数（<u>株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の貸株残高株数および融資残高株数をそれぞれ合算したうえで、合算後の貸株残高株数が融資残高株数を超過する株数とする。</u>）を発表する。	1. 当社は、貸借申込みにより貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄については、申込日の翌日の取引所における午前立会開始時まで、その超過株数を発表する。
2. 当社は、前項の銘柄につき、申込日の翌日午前 8 時 30 分から 10 時まで借株返済の追加申込み（借株申込みの取消しを含む。以下同じ。）、融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。以下同じ。）および品貸し申込みの受付けを行う。<u>この場合において、株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおける品貸し申込みの受付けについては、合わせて行うものとする。</u>ただし、貸借取引の円滑な運営のため当社が不適当と認める品貸し申込みについては、これに応じないことができる（第 8 項による品貸し申込みについても同様とする。）。	2. 当社は、前項の銘柄につき、申込日の翌日午前 8 時 30 分から 10 時まで借株返済の追加申込み（借株申込みの取消しを含む。以下同じ。）、融資の追加申込み（融資返済申込みの取消しを含む。以下同じ。）および品貸し申込みの受付けを行う。ただし、貸借取引の円滑な運営のため当社が不適当と認める品貸し申込みについては、これに応じないことができる（第 8 項による品貸し申込みについても同様とする。）。
9. 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合および前各項の方法によらないで必要株数の一部または全部を調達することが適当と認める場合には、別表の最高料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。この場合、当社は、必要株数に不足する株数について、取引所等と緊密な連携を保ち、任意の取引先との個別交渉など他の方法によって株券を調達する。	9. 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合および前各項の方法によらないで必要株数の一部または全部を調達することが適当と認める場合には、別表の最高料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。この場合、当社は、必要株数に不足する株数について、取引所と緊密な連携を保ち、任意の取引先との個別交渉など他の方法によって株券を調達する。

改正案	現 行
11. 前各項により決定した品貸料をもって、当該銘柄にかかる貸借取引貸出規程第 23 条に規定する品貸料とする。ただし、前 2 項による場合は、取引所等と協議のうえ、別に品貸料を決定することができる。	11. 前各項により決定した品貸料をもって、当該銘柄にかかる貸借取引貸出規程第 23 条に規定する品貸料とする。ただし、前 2 項による場合は、取引所と協議のうえ、別に品貸料を決定することができる。
付則 この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。	

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

改 正 案	現 行
2 前項の申告株数が当社の保有する株数（権利付売買最終日の融資株数から貸株株数を差し引いた差引融資残株数とする。<u>ただし株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおいては、各金融商品市場の融資株数および貸株株数をそれぞれ合算したうえで、合算後の融資株数から貸株株数を差し引いた差引融資残株数とする。</u>）を超過したときは、申告株数に応じて按分割当を行い、申告株数が当社の保有する株数に達しないときは、その残株数に対し割り当てられる新株式について、単位株式と単位未満株式に区分して売入札を行う。 この場合の売入札については、<u>株式会社東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場および私設取引システムにおける売入札については合わせて行うものとし、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。</u>	2 前項の申告株数が当社の保有する株数（権利付売買最終日の融資株数から貸株株数を差し引いた差引融資残株数）を超過したときは、申告株数に応じて按分割当を行い、申告株数が当社の保有する株数に達しないときは、その残株数に対し割り当てられる新株式について、単位株式と単位未満株式に区分して売入札を行う。 この場合の売入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。
3 (1) 入札によって全株消化しなかった場合または入札の内容もしくは入札によることが不適当と認められる場合には取引所等と協議のうえその処理を行う。 (2) (現行どおり) (3) 入札値段が不適当と認められる入札については、取引所等と協議のうえ当該入札を除外する。 (4) (現行どおり)	3 (1) 入札によって全株消化しなかった場合または入札の内容もしくは入札によることが不適当と認められる場合には取引所と協議のうえその処理を行う。 (2) (省略) (3) 入札値段が不適当と認められる入札については、取引所と協議のうえ当該入札を除外する。 (4) (省略)
8 なお当該銘柄が貸株超過の場合は、貸株超過株数に付随する新株式について買入札を行い、これにより取得した新株式を当該銘柄を品貸した貸借取引参加者に交付する。この場合の買入札については、<u>株式会社東京証券取引所が開設する取</u>	8 なお当該銘柄が貸株超過の場合は、貸株超過株数に付随する新株式について買入札を行い、これにより取得した新株式を当該銘柄を品貸した貸借取引参加者に交付する。この場合の買入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分

改 正 案	現 行
<u>引所金融商品市場および私設取引システムにおける買入札については合わせて行うものとし、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。</u> また、入札により処理されなかった単位未満新株式については、当該新株式の代金相当額を品貸先に交付する。その他の処理についてはすべて前各項に準じて行う。 13 前各項の規定にかかわらず株式分割等による株式を受ける権利等の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性および換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でないと認められる場合は、取引所等と協議のうえ当該権利の処理を行わないものとする。 14 本要領に定めのない権利の割当があった場合および本要領による権利の処理を行うことが不適当と認められる場合には取引所等と協議のうえその取扱いを定める。 付則 この改正規定は、2019年7月16日から実施する。	にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。 また、入札により処理されなかった単位未満新株式については、当該新株式の代金相当額を品貸先に交付する。その他の処理についてはすべて前各項に準じて行う。 13 前各項の規定にかかわらず株式分割等による株式を受ける権利等の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性および換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でないと認められる場合は、取引所と協議のうえ当該権利の処理を行わないものとする。 14 本要領に定めのない権利の割当があった場合および本要領による権利の処理を行うことが不適当と認められる場合には取引所と協議のうえその取扱いを定める。

「貸借取引における配当金等および株主優待券その他の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

改 正 案	現 行
○ 配当金等処理要領 2 株主に優待措置を講じる銘柄で、決算期が接近するに従い貸株残高が融資残高を超過するおそれがあるときは、取引所等と協議のうえ、臨時措置として株券等の貸付に関し返済期限を付する等の措置を行う。 3 貸借取引を行うことができる銘柄に対し本要領に別段の定めのない権利の割当があったときは、取引所等と協議のうえその都度処理方法を決定する。 付則 この改正規定は、2019 年 7 月 16 日から実施する。	○ 配当金等処理要領 2 株主に優待措置を講じる銘柄で、決算期が接近するに従い貸株残高が融資残高を超過するおそれがあるときは、取引所と協議のうえ、臨時措置として株券等の貸付に関し返済期限を付する等の措置を行う。 3 貸借取引を行うことができる銘柄に対し本要領に別段の定めのない権利の割当があったときは、取引所と協議のうえその都度処理方法を決定する。

項目	内容	備考
1. 貸付けの範囲	- 金融商品取引法第 30 条第 1 項の認可を受けた金融商品取引業者（以下「PTS 運営業者」といいます。）が開設する私設取引システム（以下「PTS」といいます。）において成立した次の（１）～（４）に掲げる取引の決済に必要な金銭または有価証券とします。 （１）貸借取引参加者が行った制度信用取引にかかる取引 （２）貸借取引参加者が行った自己の信用買いまたは信用売りにかかる取引 （３）貸借取引参加者が行った有価証券等清算取次ぎによる取引（非清算参加者の顧客の制度信用取引にかかるものまたは非清算参加者の自己の計算において行われるものに限りします。） （４）貸借取引参加者が、当社から金銭または有価証券の貸し付けを受けないで（１）から（３）に掲げる取引の決済を行った後、当該貸借取引参加者または非清算参加者が引き続き顧客に対する信用供与を継続するために必要とする金銭または株券等を調達するための取引	
2. 貸借取引参加者	- JSCC の現物清算資格を有する金融商品取引業者または登録金融機関のうち、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者を対象とします。 （１）PTS 運営業者の顧客である金融商品取引業者 （２）非清算参加者有価証券等清算取次ぎの委託を受けた金融商品取引業者 （３）非清算参加者有価証券等清算取次ぎの委託を受けた登録金融機関	日証協「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」において、PTS において信用取引を取り扱うことができる PTS 運営業者の顧客は、有価証券の売買を行うための取引資格を有する東証の取引参加者であって、JSCC の現物清算資格を保有するか、他の現物清算資格を有する者に有価証券等清算取次ぎにかかる委託を行っている者でなければならないとされています。
3. PTS 運営業者	信用取引を取扱う PTS 運営業者のうち、当社を指定証券金融会社として指定した PTS 運営業者とします。	

項目	内容	備考
4. 貸借取引対象銘柄	PTS 貸借銘柄は、東京証券取引所市場の貸借銘柄のうち、PTS 運営業者および当社が定める選定基準に適合した銘柄とします。また、PTS 運営業者が選定する PTS 制度信用銘柄のうち PTS 貸借銘柄以外の銘柄は、PTS 貸借融資銘柄となります。	PTS 向け貸借取引（以下「PTS 貸借取引」といいます。）開始時における PTS 貸借銘柄および PTS 貸借融資銘柄については、事前に通知します。
5. 契約締結	- あらかじめ当社との間で、PTS 貸借取引に関する以下の契約を締結していただきます。 (1) 約諾書 (2) 特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書 (3) 貸借担保金等および増担保金等の取扱いに関する合意書	- PTS ごとに契約が必要となります。 - 契約締結日は、当社が PTS 貸借取引を実際に取扱う日以降で、貸借取引参加者と合意した日となります。 - 清算取次貸借取引を希望される場合は、別途契約締結等にかかる手続きが必要となります。
6. 貸出条件	東証市場向け貸借取引（以下「東証貸借取引」といいます。）と同一条件とします。	(2019 年 5 月 31 日現在) - 融資金利：0.6%、貸株料：0.4%、貸株等代り金金利：0.0% - 貸借担保金率：30%、代用掛目（株式）：80%
7. 融資基準額	- PTS 貸借取引分の融資基準額を東証貸借取引分と別個に設定します。 - PTS 貸借取引顧客取引分と同自己取引分の貸借取引残高を合算した差引融資残高に基づき増担保金所要額を算出します。	PTS 貸借取引における融資基準額につきましては、当社と PTS 貸借取引にかかる契約を締結した貸借取引参加者に対し、個別に通知します。
8. 貸借値段	「貸借値段の決定基準」に基づき決定します。	東証貸借取引と PTS 貸借取引の貸借値段は同一となります（原則、金融商品取引所における普通値段の最終値段。ただし、複数の金融商品取引所に上場している銘柄については当社が一定の順序で選択した金融商品取引所とし、最終値段がない場

項目	内容	備考
		合は基準値段とします。))。
9. 借入れおよび返済の申込み	・PTS ごとに受け付けます。 ・翌朝訂正申込（借株等返済の追加申込みおよび融資の追加申込み）についてもPTS ごとに受け付けますが、東証市場およびPTS 市場における貸株残高および融資残高をそれぞれ合算（以下、合算後の残高を「合算市場残高」といいます。）したうえで、合算市場残高における貸株超過株数の範囲内で申込を受け付けます。	・これまでどおり、各貸借取引参加者における市場ごとの制度信用取引残高の範囲内で、借入れ申込みを受け付けます。
10. 品貸申込	・東証貸借取引とPTS 貸借取引にかかる品貸申込については、合算市場残高における貸株超過株数を対象に実施します。	・合算市場残高の日証金ネット上の取引所区分の表示は、「東証およびPTS」となります。
11. 貸借残高発表	・PTS ごとの貸借取引残高に加え、合算市場残高も発表します。	
12. 権利引受申込	・PTS ごとに受け付けますが、合算市場残高における融資超過株数が上限となります。	・例えば東証市場単独で貸株超過となっている場合でも、合算市場残高で融資超過である場合は、当社は東証市場における権利引受申込を受け付けます（東証市場またはPTS において融資残高がある貸借取引参加者が申込可能となります。))。
13. 権利入札	・東証貸借取引とPTS 貸借取引にかかる権利入札については、合算市場残高を対象に実施します。	
14. 注意喚起通知または申込停止措置等	・東証市場およびPTS については同一内容の注意喚起通知または申込停止措置等を実施します。 ・東証市場において貸借銘柄である一方PTS においては貸借融資銘柄である銘柄に対して、制度信用取引による買いの現引きに伴う申込停止措置を実施した場合、PTS 貸借融資銘柄に対しても当該措置が適用されます。	・PTS 貸借取引開始時において東証貸借取引にかかる注意喚起通知または申込停止措置等を実施している銘柄については、当該措置と同一内容の措置を実施します。
15. 銘柄別増担保金徴収措置	・PTS 運営業者が信用取引の個別銘柄について委託保証金率引上げ措置を実施する場合、当該措置と同一内容の銘柄別増担保金徴収措置を実施します。	・PTS 貸借取引開始時において、東証貸借取引にかかる銘柄別増担保金徴収措置を実施している銘柄については、当該措置と同

項目	内容	備考
		一内容の措置を実施します（PTS 運営業者においても、東証と同一内容の措置を実施する予定です。）。
16. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄	貸借担保金代用有価証券適格銘柄については、東証貸借取引にかかる銘柄と同様とします。	
17. 担保所要額	- 東証貸借取引または PTS 貸借取引にかかる貸借担保金および同代用有価証券については、共通担保として取扱います。 - 貸借担保金所要額の充足管理についても東証貸借取引分および PTS 貸借取引分を合算して行います。	本取扱いにかかる合意書を締結していただきます。
18. 帳票		
a. 貸借計算報告書	- PTS 市場ごとに作成します。 - 品貸申込および権利入札にかかる受払については、「東証分」に記載します。	更新差金等は、現行どおり全市場合計金額による受払となります。
b. 品貸採用結果リスト	合算市場残高にかかる品貸入札の結果については「東証分」に記載します。	

社発第〇〇号
〇〇年〇月〇日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
(代表者役職) (代表者名)

貸借取引の銘柄別制限措置の実施等について

最近における貸借取引の利用状況等に鑑みて、貸借取引の銘柄別制限措置の実施等について、下記のとおりご通知申し上げます。

貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しても、同措置による制度信用取引のご利用等にかかる制約についてご注意、ご説明をお願い申し上げます。

記

1. 貸株利用等に関する注意喚起の通知

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

※ 当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

2. 申込停止措置の実施（実施日（約定日）：〇〇年〇月〇日）

コード	対象銘柄	停止の対象
〇〇	(株)〇〇	イ、ロ
〇〇	(株)〇〇	イ、ロ

（停止の対象）

- イ. 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）に伴う貸株申込および制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み
 - ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みにつきましては対象外といたします。

また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご注意ください。

3. 申込制限措置の実施（実施日（約定日）：〇〇年〇月〇日）

コード	対象銘柄	制限の対象	各社1日当りの 申込制限株数
〇〇	(株)〇〇	イ	〇〇千株以内
		ロ	〇〇千株以内

（制限の対象）

- イ. 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）に伴う貸株申込および制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み
- ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みがこの申込制限株数を超過する部分につきましては制限の対象外といたします。
- また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご注意ください。

4. 申込制限措置にかかる申込制限株数の変更（実施日（約定日）：〇〇年〇月〇日）

コード	対象銘柄	制限の対象	各社1日当りの申込制限株数 変更後 〔現行〕
〇〇	(株)〇〇	イ	〇〇千株以内〔〇〇千株〕
		ロ	〇〇千株以内〔〇〇千株〕

（制限の対象）

- イ. 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）に伴う貸株申込および制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み
- ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みがこの申込制限株数を超過する部分につきましては制限の対象外といたします。
- また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご注意ください。

5. 申込停止措置の申込制限措置への移行（実施日（約定日）：〇〇年〇月〇日）

コード	対象銘柄	制限の対象	各社1日当りの 申込制限株数
〇〇	(株)〇〇	イ	〇〇千株以内
		ロ	〇〇千株以内

（制限の対象）

- イ. 制度信用取引の新規売り（自己の信用売りを含む。以下同じ。）に伴う貸株申込および制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み
- ロ. 制度信用取引による買い（自己の信用買いを含む。以下同じ。）の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みがこの申込制限株数を超過する部分につきましては制限の対象外といたします。
- また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご注意ください。

以 上

社発第〇〇号
〇〇年〇月〇日

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
(代表者役職) (代表者名)

貸借取引の銘柄別制限措置の解除等について

最近における貸借取引の利用状況等に鑑みて、貸借取引の銘柄別制限措置の解除等について、下記のとおりご通知申し上げます。

記

1. 貸株利用等に関する注意喚起の取消

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

2. 申込停止措置の解除 (解除日 (約定日) : 〇〇年〇月〇日)

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

3. 申込停止措置の解除および今後の貸株利用等に関する注意喚起の通知

(解除日 (約定日) : 〇〇年〇月〇日)

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

※ 当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意ください、ご説明いただくようお願い申し上げます。

4. 申込停止措置の一部 (制度信用取引による買いの現引きに伴う申込停止措置) 解除

(解除日 (約定日) : 〇〇年〇月〇日)

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

※ 当該銘柄の制度信用取引の新規売りに伴う貸株申込みおよび融資返済申込みにつきましては、引続き申込停止といたしております。

5. 申込制限措置の解除（解除日（約定日）：〇〇年〇月〇日）

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

6. 申込制限措置の解除および今後の貸株利用等に関する注意喚起の通知

（解除日（約定日）：〇〇年〇月〇日）

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇
〇〇	(株)〇〇

※ 当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しては、貸借取引の申込制限措置等の実施の可能性がある旨ご注意ください、ご説明いただくようお願い申し上げます。

以 上

社発第〇〇号
〇〇年〇月〇日

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
(代表者役職) (代表者名)

貸借取引の申込停止措置の実施について

最近における貸借取引の利用状況等に鑑みて、下記のとおり申込停止措置を実施することといたしましたので、ご通知申し上げます。

貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用されるお客様に対しましても、同措置による制度信用取引のご利用等にかかる制約についてご注意、ご説明いただくようお願い申し上げます。

なお、今後、急激な貸付株券の不足状態の発生等により、「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」に定める品貸料の最高料率にかかる臨時措置を実施することもあります。

記

1. 対象銘柄

コード	対象銘柄
〇〇	(株)〇〇

2. 停止の対象とする申込み

- イ. 当日午後立会開始時以降の制度信用取引の新規売り(自己の信用売りを含む。以下同じ。)に伴う貸株申込みおよび制度信用取引の新規売りに伴う融資返済申込み
- ロ. 当日午後立会開始時以降の制度信用取引による買い(自己の信用買いを含む。以下同じ。)の現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込み
- ただし、弁済繰延期限到来分の制度信用取引による買いの現引きに伴う融資返済申込みおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸株申込みにつきましては、対象外といたします。
- また、東証市場銘柄が対象の場合、PTS 市場における貸借取引対象銘柄にも同じ措置が適用されますのでご注意ください。

本措置実施前に既に金融商品取引所または PTS に発注されている制度信用取引の新規売り注文および既に金融商品取引業者で受付けている制度信用取引による買いの現引き注文にかかる貸借取引の申込みにつきましては対象外といたします。

3. 実施日

〇〇年〇月〇日 午後立会(約定日)

以 上

貸 借 取 引 参 加 者
代 表 者 殿

日 本 証 券 金 融 株 式 会 社
(代表者役職) (代表者名)

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施等について

貸借取引銘柄別増担保金徴収措置について下記のとおりご通知申し上げます。

記

1. 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施等

(1) 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の実施(実施日(申込日): 〇〇年〇月〇日)

コード	対象銘柄	市場	貸借担保金率 ^(注) (うち現金担保分)
〇〇	(株)〇〇	〇〇	50% (20%)

(2) 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の変更(変更日(申込日): 〇〇年〇月〇日)

コード	対象銘柄	市場	貸借担保金率 (うち現金担保分)	
			変更後	現行
〇〇	(株)〇〇	〇〇	70% (40%)	50% (20%)
〇〇	(株)〇〇	〇〇	90% (60%)	70% (40%)

2. 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の解除(解除日(申込日): 〇〇年〇月〇日)

コード	対象銘柄	市場	貸借担保金率 ^(注)
〇〇	(株)〇〇	〇〇	30%

(注) 実施または解除後の貸借担保金率

3. 貸借取引銘柄別増担保金徴収措置の内容等について

(1) 内容

上記1.(1)、(2)の対象銘柄について、「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」に係る貸借担保金率を、それぞれ表記載のとおりといたします。なお、「貸借取引顧客取引分」および「清算取次貸借取引顧客取引分」については、当該措置の対象から除きます。

(2) 経過措置

上記1.(1)、(2)の増担保金については、実施日(申込日)前営業日現在の上記銘柄の「貸借取引自己取引分」および非清算参加者ごとの「清算取次貸借取引自己取引分」における貴社に対する融資または貸株残高を基準残高とし(実施日(申込日)以降、残高がこの基準残高を下回った場合、同残高を新基準残高とする。)、基準残高の範囲内に相当する部分に係る増担保金の差し入れ日時は、追って通知いたします。

(3) 差し入猶予期間中の担保金の徴収

上記1.(2)の対象銘柄について、経過措置により徴収を猶予している増担保金については、変更日(申込日)から2営業日後(決済日)にお差し入れ願います。

以 上